

八戸市立地適正化計画を改定しました

詳しくは
こちら

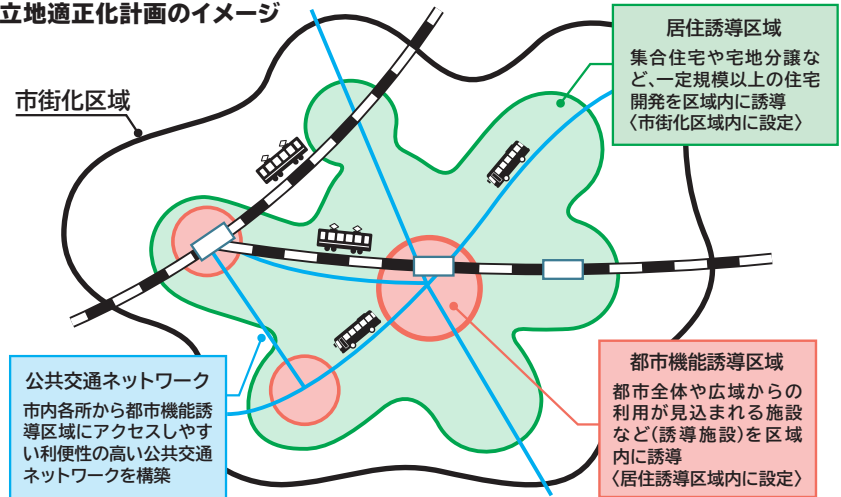
固都市政策課 ☎43-9420

✉toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

立地適正化計画とは

住宅や医療・福祉・商業施設などを区域内に誘導し、利便性の高い公共交通ネットワークを構築することで、自家用車を利用しなくても住みやすい・住み続けられるまちづくりを進めるための計画です。当市では平成30年3月に策定しました。

立地適正化計画のイメージ



主な改定の内容

法改正による記載事項の追加や、洪水・津波等のハザードマップの公表、関連計画などの見直しを踏まえ、令和6年3月に計画を改定しました。改定後の計画は4月1日から適用となります。



- 防災指針の追加** 居住誘導区域にかかる災害リスクを検討し、防災・減災対策を記載
- 評価指標の変更** 居住誘導区域や関連計画の見直しを踏まえ、一部を変更
- 居住誘導区域の変更** 市内幹線軸バス路線の変更等に伴う区域の変更

市内幹線軸バス路線の変更に伴う区域の変更



—— 居住誘導区域 —— 市内幹線軸バス路線

八太郎幹線軸のルートが沼館大橋経由へ変更したことにより、居住誘導区域を一部追加しました。

追加に伴い、居住誘導区域の面積は、
約2,583haから**約2,623ha**に
変更となりました。

※その他改定内容の詳細はホームページをご覧ください。

届出制度について

以下の行為を「居住誘導区域以外」で行う場合は、これまでどおり事前に届け出が必要となります。

開発行為

- ▷3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ▷1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

建築行為

- ▷3戸以上の住宅を新築する建築行為
- ▷建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする建築行為